

# 納税状況の確認に関するQ & A

令和5年11月1日

## 1 納税状況の確認について（全般）

Q1-1 納税にかかる証明書を提出できなかった場合は、入札に参加できないのか。

A 登録団体により、入札選定を見合わせる場合がありますので、入札登録参加団体に直接お問い合わせください。

Q1-2 提出書類はどこに、どのような方法で提出するのか。

A 共同受付を実施する三重県市町総合事務組合に郵送にて提出してください。  
※各共同受付参加団体の窓口及び総合事務組合の窓口での受付は行いませんので、ご注意ください。

Q1-3 支店（営業所）の方が詳細なことがわかるので、支店からの提出でもよいか。

A 提出は法人の場合は本社（本店）の代表者名、個人の場合は営業主で行っていただきます。特に営業所等の委任先が三重県内に複数ある場合は、必ず本社等が取りまとめて提出してください。

Q1-4 受任者の登録状況について確認したいが、どうすればよいか。

A 現在の登録内容については、三重県市町総合事務組合に直接問い合わせてください。

Q1-5 審査が完了した場合、何か通知がされるのか。

A 特に通知はしませんが、通知をご希望の場合は通知用ハガキを同封してください。審査完了後、完了印を押印のうえ返送いたします。なおハガキの料金が改定されていますので、必ず63円ハガキをご用意ください。また、通知まで2～3週間ほどかかる場合がありますのでご了承ください。

Q1-6 提出期限（令和5年12月25日）を過ぎてしまった場合はどうしたらよいか。

A 必ず三重県市町総合事務組合へご連絡ください。

## 2 記載方法について

Q2-1 提出年月日は、いつの日付を記載すればよいか？

A 提出書類提出日（郵送する日）を記載してください。

Q2-2	実印等押印する必要はないのか。
A	必要ありません。

3 添付書類について

Q3-1	市町税完納証明書については、どこの自治体の証明書を添付すればよいのか。
A	<p>入札・契約等の担当窓口として登録のある本社や、これら権限を受任者として委任している営業所等の所在地が三重県内にある場合に限り、その所在地市町の完納証明書を添付してください。</p> <p>なお、証明書の名称は市町により異なります。取得する証明書が特定できない場合は、窓口で「未納（滞納）がないことの証明がほしい」あるいは「入札参加資格申請の手続きのため必要」と申し出てください。</p> <p>また、証明書の取得にあたっては、委任状や本人確認書類等が必要である場合がありますので事前に証明書を取得される市町へお問い合わせください。</p>

Q3-2	新たに事務所を開所したばかりで課税がまだ発生していないため市町税完納証明書が発行できないと言われたが、どうすればよいか。
A	<p>所在地の市町に提出した法人等の設立（新設）届出書の写し（受付印の押印されたもの）を添付してください。</p> <p>なお、開設届の手続きを電子申請（eLTAX）で行ったため、開設届の写しが添付できない場合は、完了通知（メール）が返信されるのでその写しを添付してください。</p>

Q3-3	一部の市町税に関し減免を受けているため完納証明書が発行できないと言われたが、どうすればよいか。
A	<p>各種地方税に関し、何らかの理由によって減免措置を受けていることにより完納証明書が発行されない場合は、減免申請書や減免通知の写しを提出してください。</p> <p>なお、市町によっては減免を受けている税以外の部分についての完納証明書が発行される場合がありますので、市町窓口でご確認ください。</p>

Q3-4	市町税完納証明書につき、税金を納付してからしばらくの間証明書が発行されないと聞いた。組合への提出期限が迫っているがどうすればよいか。
A	<p>市町税完納証明書につき、納付後、一定の期間証明書が発行されないことがあります。ただし市町によっては、金融機関の窓口で納付した場合は領収印の押された領収書を、また口座振替の場合には振替が確認できる通帳を窓口で提示いただくと証明書が発行される場合があります。このため、事前に証明書を取得される市町へお</p>

尋ねください。

#### 4 その他

Q4-1 提出書類の控えをとり忘れたのでコピーをFAX（または郵送）で送ってほしいが可能か。

A 提出書類の控えのとり忘れや紛失等によるFAX（郵送等）での写しの提供は行っていません。必要な場合は、本組合へ来館いただき書面による手続のうえ、有料（コピー代）にて発行していますのでご利用ください。

Q4-2 本年10月に新たに名簿登録しているが納税確認の通知が来ていないがどうすればよいか？

A 今回実施する納税の確認については、6月30日現在登録業者を対象としており、それ以降の新規申請や新規受任者登録については確認の対象とはいたしません。